

日時：令和4（2022）年6月23日（木） 11:00～11:40

場所：野付郡別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター

第22期第6回

根室海区漁業調整委員会 議事録

1 開会

2 開会挨拶

3 出席者人員報告

4 議事録署名委員の指名

5 議題

(1) 付議事項

議案第1号 根室海区漁業調整委員会指示の発動について

議案第2号 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案
について（答申）

議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について（答
申）

(2) 報告事項

① くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

② すけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能
量の変更について

③ 北海道漁業調整規則の一部改正について

(3) その他

6 閉会

第 22 期第 6 回根室海区漁業調整委員会

- 1 開催日時 令和 4 年 6 月 23 日 (木) 11:00~11:40
- 2 開催場所 野付郡別海町本別海 1 番地の 95 本別海生活改善センター
- 3 出席委員 福原 正純 、 高橋 敏二 、 萬屋 昭洋 、 南出 利春 、
釣 光芳 、 楠 浩 、 内藤 智明 、 平井 敏雄 、
竹本 勝哉 、 木野本 伸之 、 小倉 啓一 、 庄林 満 、
三戸 正己
- 4 欠席委員 大坂 鉄夫 、 相川 泰人
- 5 事務局 事務局長 松浦 謙二 、 主事 松島 可奈枝
- 6 臨席者 根室管内さけ・ます増殖事業協会 専務理事 蠣崎 宏
水産資源研究所さけます部門根室さけます事業所 所長 小松 信治
さけます・内水面水産試験場道東センター センター長 藤原 真
根室振興局 産業振興部
水産課長 菅原 敬展 、 漁業管理係長 中村 公彦 、
主事 芦川 碧志 、 技師 久保田 凌平
- 7 議題
 - (1) 付議事項
 - 議案第 1 号 根室海区漁業調整委員会指示の発動について
 - 議案第 2 号 特定水産資源に関する令和 4 管理年度における漁獲可能量の当初配分案
について (答申)
 - 議案第 3 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について (答申)
 - (2) 報告事項
 - ① くろまぐろに関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
 - ② すけとうだら日本海北部系群に関する令和 4 管理年度における知事管理漁獲可能
量の変更について
 - ③ 北海道漁業調整規則の一部改正について
 - (3) その他

8 会議の内容

- 事務局長 関係者の皆様お集まりになりましたので、ただいまから第 22 期第 6 回根室海区漁業調整委員会が開催したいと思います。
- 開会にあたり福原会長から挨拶いただきます。
- 福原会長 はい、皆さんおはようございます。第 22 期第 6 回根室海区漁業調整委員会開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。令和 4 年も半年ばかりを過ぎたところ、根室海区漁業調整委員会の欠員も補充され、久しぶりに定数 15 名体制となりました。新委員となられました、標津地区の平井委員、それから野付地区の楠委員、内藤委員におかれましては、委員会の運営に、特段のご尽力とご協力をお願いするものでございます。また、緊急事態宣言も解除されてございまして、半年ぶりに参集形式の委員会とさせていただきます。委員の皆様方、並びに菅原水産課長をはじめ、関係者の皆様方におかれましてはご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。お礼申し上げます。さて、本日の議題でございますけれども、当委員会として行います「根室海区漁業調整委員会指示の発動」のほか、「特定水産資源に関する令和 4 管理年度の漁獲可能量の当初配分案」、さらには「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間」についてでございます。
- 付議事項が 3 件、また、報告事項が 3 件となっております。久しぶりの参集形式ということもでございますけれども、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただければと存じます。最後になりますけれども、皆様方のご協力によりまして、審議がスムーズに進められますよう、お願いいたしまして、簡単ではございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。
- 事務局長 次に、ご臨席いただいております、皆様をご紹介します。着席したままで失礼させていただきますと思います。お手元に配席図をお配りしておりますが、自分の左手、皆様から見て右手側の方から、根室管内さけ・ます増殖事業協会より蠣崎専務でございます。そのお隣が根室さけます事業所より小松事業所長様でございます。そのお隣がさけます・内水面水産試験場道東センターより藤原センター長様でございます。そして北海道側、根室振興局水産課より菅原水産課長様でございます。そのお隣が中村漁業管理係長様でございます。その後ろにいきまして、本日議案説明を行ってまいります、芦川主事様でございます。それと久保田技師様でございます。以上が来賓のご紹介となります。また、この 4 月から根室海区委員会事務局の方に新規採用職員として配属となった松島技師です。以後、お見知りおきよろしくお願いたします。次に、出席委員の人員報告でございますが、人員のご報告に先立ちまして、会長のご挨拶にもありました、新委員のお 3 方につきましては、皆様すでにご承知の方々だと思いますので、詳細なご紹介

は不要と思いますので座席表にてご紹介を省略させて頂きたいと思います。あと配席につきましては、欠員のあったところの方にそれぞれ代えさせていただきましたので配席についてもその形でご了解いただきたいなと思うところがございます。本日の出席状況でございますが、欠席委員が根室の大坂委員と相川委員の2名が欠席され、13名の出席というところがございます。

福原会長 本日は、定員15名のうち、13名の出席を頂いておりますので、委員会は成立しております。

次に、議事録署名委員についてでございますけれども、委員会規程の第7条によりまして、私の方から指名させて頂きたいと思います。楠委員さんと平井委員さんをお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。議案第1号、根室海区漁業調整委員会指示の発動について説明を求めます。

事務局長 はい、ご説明いたします。お手元の資料、右上に議案第1号と記載された資料をご覧ください。今回ご審議いただく議案は5件ございまして、全て継続ではありませんが、

- ① 忠類川河口付近におけるさけ・ます採捕制限について（継続）
- ② 野付湾内におけるさけ・ます採捕制限について（継続）
- ③ 風蓮湖内におけるニシンの採捕制限について（継続）
- ④ 根室海峡北部における定置漁業の保護について（継続）

それから昨年から引き続きになります、

- ⑤ 植別川河口付近におけるさけ・ます採捕制限について（継続）
- の5件となっております。

個別の内容なんですけれども、資料の方1ページ目、右上の方に括弧資料1と書いてある資料をご覧ください。これが、「忠類川河口付近におけるさけ・ます採捕制限」に係る委員会指示文案でございます。

内容としては去年と同じ内容となっておりますが、この要請、要望に関してはめくっていただいて3ページ目に、標津漁業協同組合からの要望書がございます。

今回の要請の内容は前年度に引き続き、今年度もコロナウイルス感染症への対応のために、各地区から利用者が集まる遊漁調査関係、これについては中止はされるんですけれども、来年度以降のこの利用調査の実施を見据えて、引き続き、遡上するさけ・ます資源の産卵状況調査を行う必要がある、こういうことのもので、委員会指示の要請がきているものとなっております。

期間につきましては、去年に引き続き令和4年8月3日から同年11月4日ま

でという要望できておりまして、委員会指示案もこのとおりの内容で今のところ作っております。

次に、5ページ目になります。括弧資料2と書いてあるものですが、これにつきましては「野付湾内におけるさけ・ます採捕制限」に係る委員会指示文案でございます。

一枚めくっていただきまして7ページ目には、根室管内さけ・ます増殖事業協会様からの要望書がございます。

皆様ご承知のとおり、野付湾の湾奥には滞筋（みおすじ）があり、当幌川へ遡上するさけ・ますの魚道となっていることから、捕獲・採卵事業の実施に当たり資源保護対策の継続が必要という要望でありまして、期間につきましては、この要望にある、本年8月20日から10月31日までという要望になっておりまして、文案もその内容で作っております。

次に9ページ目に入ります。9ページ目、資料3ですが、「風蓮湖内におけるニシンの採捕制限」に係る委員会指示文案でございます。

次のページの裏面、12ページには、風蓮湖に係る別海漁業協同組合と根室湾中部漁業協同組合様からの要望書が出されておりました、この対応につきましては、風蓮湖内に産卵のために回遊する「汐切り」内のニシン親魚保護するため、平成13年度よりこの委員会指示を発動しておりますが、まだ、安定的な産卵状況・資源状況には至っていないという状況にありまして、この度も要望が出されていっているという状況でございます。

期間につきましては、本年9月20日から同年12月31日までの要望となっております、文案も同じく作っております。

次は、17ページになります。17ページ目資料4でございますが、「根室海峡北部における定置漁業の保護」に係る委員会指示文案でございます。

めくっていただきまして19ページ目から22ページに掛けては、野付漁協、標津漁協、羅臼漁業協同組合様からの要望書がついております。

この要請につきましては、平成14年度の秋さけ船釣りライセンス制中止に鑑みて、定置網周辺での遊漁船とのトラブルや漁具被害を引き続き防止する必要があるということから、継続として行っていただきたいという要望になっております。

期間は、要望を踏まえ、本年8月20日から11月30日までとなっております、委員会指示文案もそれを踏襲する内容となっております。根室海峡北部の区域については図面がございますので確認いただければと思います。

次に、最後の委員会指示ですが、23ページ目までいきます。23ページ目資料5ですが、これは「植別川河口付近におけるさけ・ます採捕制限」に係る委員会指示文案でございます。

25ページには、根室管内さけ・ます増殖事業協会様からの要望書がついております。

これにつきましては、当管内で計画しているさけ親魚の種卵確保計画の達成が困難な状況が続いている状況にありまして、再生産親魚の捕獲数向上と良質な種卵の確保といった観点から、河口付近における、さけ・ますの採捕制限が必要であるというような理由で要望がきておりまして、9月いっぱいまでは調整規則による禁止期間が設定されているんですけども、それが切れる10月1日から11月30日まで、河口禁止区域の期間を設定してほしいという内容になっておりまして、委員会指示の文案もそのとおりの内容となっております。それぞれの委員会指示文案の後ろの方には秋さけの親魚の状況とか、にしんの来遊状況とか関係する資料が添付されておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

議案第1号の内容につきましては、説明は、以上になります。

福原会長 それでは説明が終わりましたので質疑に入りたいと思います。皆様方の方から、ご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長 ございませんか。それでは、議案第1号については、要望のありましたとおり委員会指示を発動することに決定いたします。

続きまして、議案第2号「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程いたします。説明を求めます。

事務局長 資料につきましては、右上に議案第2号と書かれた資料をご覧ください。海区委員会の方には令和4年5月27日付けで、知事から諮問がございまして、その詳細な内容につきましては、振興局水産課の方からの説明をお願いいたします。

芦川主事 それでは私、芦川の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。まずはじめに配布資料の事前をさせていただきます。お手元にある議案第2号の資料をご覧ください。

まず1ページ目の委員会さんへの諮問文となっており、めくっていただきまして3ページ目が別紙となっております。次に資料1-1ですが、4ページ目と

なっております。5ページ目に資料1-2、6ページ目に資料1-3、7ページ目から15ページ目までが参考資料の1、17ページ目から25ページ目までが参考資料の2となっております。もし何かありましたらいつでもいいので教えていただければと思います。

それでは内容の方について説明させていただきます。はじめに議案第2号の1ページ目、諮問文をご覧ください。諮問の内容は、令和4管理年度のマサバ、ゴマサバ太平洋系群及びズワイガニ各系群のTACに関し、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づき、根室海区漁業調整委員会の意見を聴くものです。

まず、令和4管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。3ページ目をご覧ください。諮問文の別紙1に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

めくっていただきまして資料1-1です。「令和4年のTACについて」をご覧ください。これは、5月24日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、令和4管理年度における漁獲可能量(TAC)の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。

まず、まさば及びごまさば太平洋系群ですが、最大持続生産量(いわゆるMSY)を達成する産卵親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定される、まさばとごまさばのABCの合計値が、その年のTACとして設定されています。

まさば及びごまさば太平洋系群のMSYを達成する親魚量(SBMSY)は170.3万トンであり、対して、2020年の平均親魚量は138.8万トンでMSYを下回る資源状態となっております。しかしながら、今回、設定されたTACがMSYを上回る50.9万トンとなっておりますのは、現時点の資源評価結果から計算される将来予測において、2022年のマサバの親魚量が増加する見込みとなっており、MSYを上回るTACが設定されたことによるものです。

令和4管理年度のTAC配分については、日本全体の50.9万トンに対し大臣許可漁業(主に大中型まき網漁業)に28.9万トン、北海道へは数量が明示されない「現行水準」として定められております。

なお、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。

次に、ずわいがにですが、資料1-3をご覧ください。北海道に係るのは北海道西部系群とオホーツク南部となっております。6ページになっておりま

す。こちらも、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については平成9年以降の最大漁獲量を考慮し43トンが設定され、全量の43トンが北海道に定められています。またオホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、1,000トンがTACとして設定され、北海道には125トンが設定されています。

次に、北海道に定められたTACの知事管理区分への配分につきまして、まずまさば及びごまさばに関し、資料1-2をご覧ください。2ページ目になります。まさば及びごまさばについては、北海道は数量が明示されない「現行水準」と定められていることから、「北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業」も「現行水準」として、数量を明示せず定めることとしています。

なお、数量は明示されていませんが、国からは管理の目安の数量として11,972トンが示されており、ここ数年の漁獲実績を踏まえると目安の数字を超過する可能性もあることから、北海道資源管理方針に従い、現行の漁獲努力量（漁船隻数として23,500隻）を上回らないよう管理を行うこととしています。

次にずわいがにに関し、資料1-3、6ページ目をご覧ください。配分の考え方ですが、ずわいがにについて国から北海道に数量を定められた系群は、「ずわいがに北海道西部系群」と「ずわいがにオホーツク海南部」の2系群であり、それぞれ別に管理することとしています。

まず、②のずわいがに北海道西部系群については、北海道資源管理方針において、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」と「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」の2つの管理区分に分けて管理することとしており、配分に係る道の通知にしたがい、配分比率は9:1としていることから、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」には39トンを配分することとしています。なお、「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」については、漁獲量が8割を構成する漁獲量上位の知事管理区分には含まれないことから「現行水準」として管理することとしています。

③のずわいがにオホーツク海南部については、知事管理区分が一つであり「北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業」に125トン全量を配分することとしています。

なお、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を参考資料1と2として添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。

私からの説明は以上になります。

福原会長 それでは議案第2号について、説明がございました。質疑に入りたいと思います。ご質問、意見ございませんか。

(ありませんの声)

福原会長 ご覧いただけますか。それでは、議案第2号については、原案のとおり決定し、知事に答申したいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声)

福原会長 それでは、決定いたします。
続きまして、議案第3号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程いたします。説明を求めます。

事務局長 右上に議案第3号と記載された資料をご覧ください。漁業管理課から5月27日付けで、「いるか突き棒漁業（道外者）」について、6月2日付けで、「ほっけ刺し網（安全操業）」に係る、知事から諮問がございまして、内容につきましては、振興局水産課からの説明をお願いいたします。

芦川主事 改めまして、私芦川の方から説明させていただきます。本件につきましては、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条において知事許可漁業の新規の許可を実施するにあたり、制限措置の内容、申請すべき期間、許可の基準等の3つにつきまして、海区委員会で意見を聞くものとされておりますことから、諮問するものであります。

はじめに、議案第3号資料の1をご覧ください。資料1として「いるか突棒漁業（北海道沖合海域）（道外者）」の諮問内容について説明させていただきます。「いるか突棒漁業（北海道沖合海域）（道外者）」の制限措置の内容につきましては、許可または起業の認可をすべき数が昨年公示した数の2隻から1隻減の計1隻に変更となっております。その他変更はなく2ページ目から4ページ目まで資料のとおりとなっておりますので、お目通しいただければと思います。

次に5ページ目の資料につきまして久保田の方から説明させていただきます。

久保田技師 それでは私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。議案第3号の資料の5ページ目をご覧ください。「ほっけ固定式刺し網漁業（北方四島周辺海域）」の諮問内容につきまして説明いたします。「ほっけ固定式刺し網漁業」の制限措置の内容につきましては、昨年公示した内容から変更はなく、

添付資料のとおりとなっておりますので、お目通しいただければと思います。

私からの説明は以上となります

福原会長 それでは、議案第3号について説明が終わりました。質疑に入りたいと存じます。

ご質問、ご意見ございませんか。

(ありませんの声)

福原会長 ご覧ですか。それでは、議案第3号につきましては、原案のとおり決定し、知事に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声)

福原会長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項1の「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更」について、それから報告事項2の「すけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更」について、報告事項3の「北海道漁業調整規則の一部改正」について、以上3件について、説明を求めます。

事務局 事務局の方からご説明申し上げます。まずクロマグロ関係でございます。報告資料1と記載されている資料がくろまぐろ関係になります。

これにつきましては、令和4年5月2日付けの変更が漁業管理課の方から通知がきまして、この変更の状況につきましては、国全体の漁獲量が確定したことにより、繰越量や国の保留枠からの配分量が確定したほか、大臣管理漁業との融通、具体的には大型の数量を少なくして小型の方をもらった、交換数量は9.8t、約10トンを交換した。これを実施して、結果的には2ページ目の改正前、改正後にご覧いただけますとおり、上の方が小型魚、もともと12.8tだったものが40トンの増加になって52.8tになったというものです。大型魚については49.9トンの増加となりまして319.6tから369.5tになったというものでございます。

また、資料3ページ目、5月24日付けできた変更につきましては、他県で集計ミスがあったようでして、それに伴う再計算によって、北海道への小型魚の配分が0.6トン増加となったという内容でございました。

以上がくろまぐろでございました。

引き続きまして、報告事項2の方に入ります。一枚もので、裏表がありまして、すけとうだら日本海北部系群の内容でございまして、令和3管理年度からの繰越が水産庁から北海道に配分されたというものでありまして、307トンの増加になっております。これはもともと資源管理方針の中で繰越のルール、融通ルールが決められておりまして、そのルールごとに数量が見直しに、増加になったというものであります。我が管内には関係ない数字なんですけれども報告が来ておりました。

それから報告事項3につきまして、北海道漁業調整規則の一部改正、改正の内容につきましては、千歳市支笏湖のヒメマス規制にかかる関係が廃止、それに伴う各種変更であります。この支笏湖のヒメマスに係わる規制につきましては、2ページ目の方にこの詳細の経過がついておりますが、平成20年の漁業権化、内水面で支笏湖のヒメマスが漁業権化されたんですけれども、その漁業権に基づく管理が行われてきたんですけれども、その漁業権管理が調整規則の中で規定していた各種規制が漁業権管理でしっかりできたということで、北海道漁業調整規則から支笏湖の規制についてははずれていった。それに伴って条文の変更、段ずれ、数値のずれという修正をさせていただきますという内容です。

これも支笏湖は我が管内とは直接関係ないんですけれども、北海道調整規則の変更ということで報告させていただきました。

事務局からは以上です。

福原会長 それでは、報告事項につきまして、説明がございました。何か質問等ございますか。

(ありませんの声)

福原会長 ございませんか。それでは、以上で付議事項、報告事項を終了いたします。続いて、事務局の方から「その他」について何かありますか。

事務局長 事務局から、連絡事項があります。

5月19日に全国の海区漁業調整委員会連合会が開催されまして、うちの委員会からは木野本委員が10年以上就任された永年表彰を授与されてございます。後日表彰状等々くることになっておりまして、それにつきましては事務局の方から漁協、木野本専務のところにお渡ししてきながら対応していければなと思います。

おめでとうございます。

あと、参考までに今年の方もまた調査が来るんですけども、福原会長と萬屋副会長が10年以上就任の基準に合致してくる見込みとなっております、またその時期がきましたら、声かけさせていただきますので、推薦の準備にあたってのご協力をよろしくお願いいたします。

次回委員会の開催につきましては、通常であれば10月開催なんですが、南出委員からも、そろそろ切替小委員会等々やるんじゃないかという話もありまして、おっしゃるとおりで、切替の関連につきましては、来週月曜日、連合海区の中でも話が出されることになっておりまして、またその連合海区では秋さけの来遊予測等々出される予定となっております、29日の水曜日には根室管内では中標津でやる定置現地対話集会、その中で来遊予測等々の話が出される。それが終わりましたら、引き続き漁業管理課の方から、切替関係の説明会が行われる予定になっております。それら説明会を出させてもらって、いろいろな意見を聞いて、切替方針なり運用なりそういったものができあがってから切替小委員会を設置等々が出てくる予定ですので、10月以前にもまた委員会をしなきゃならない状況になるかもしれません。その際はまたご案内させていただきますので、ご協力よろしくお願いいたします。

すみません、ちょっと細かい説明になったんですけども、以上です。

福原会長 何かございますか？

(ないですの声)

福原会長 事務局の方から何かないですか。

事務局長 ないです。

福原会長 それでは無いようでございますので、以上をもちまして、第22期第6回の委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

(11:40 終了)